

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第3回）

日時：令和3年6月24日（木）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

### — 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議  
北清掃工場建替事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議  
妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業【1回目】
- 3 環境影響評価書案に係る質疑及び審議  
（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業【1回目】
- 4 その他

#### 【審議資料】

資料1 「北清掃工場建替事業」

資料1-1 「北清掃工場建替事業」部会審議質疑応答

資料1-2 「北清掃工場建替事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

資料1-3 「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料2 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案に対する都民等の意見書及び事業段階関係区長等の意見

資料3 「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

<オンラインによる出席者>

会長            柳委員  
第二部会長    宮越委員  
池邊委員  
池本委員  
日下委員  
小林委員  
袖野委員  
廣江委員  
水本委員  
宗方委員  
保高委員  
渡邊委員

(12名)

木村政策調整担当部長  
宮田アセスメント担当課長  
下間アセスメント担当課長

「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案  
部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	意見書で、最も悪い気象条件で評価してほしいとあったが、逆転層があるとき等を評価しており、評価自体はしていると思う。ただ、記述方法として、例えば濃度の分布を書くとか、最も風が弱い条件でやったとか、より具体的な評価のときの条件などを書いたほうがよいのではないか。	分かりづらい点について表現等も参考にさせていただき、改めて分かりやすい形にしていきたい。	3/16 部会にて 回答済み
大気汚染	2	156 ページの「短期平均値（1 時間値）予測結果」の部分が、最も条件が悪いときに当たるのであればそう記載したほうがよい。 実際は無風ではなく、1.9m/s と書いてあるが、これが最も悪い条件であればそう記載したほうがよいし、そうではなく無風が、もっと悪い条件であれば、そのことを記載したほうがよい。	改めてほかの部分も、今回頂いたご意見を参考にして見直し、分かりやすい表現に努めてく。	3/16 部会にて 回答済み
大気汚染	3	法律では水銀濃度の測定記録保存の実施ということが規定されているので、環境上の対応として評価書には記述しておいていただきたい。	評価書において記載内容を検討する。  【回答】 煙突排出ガス中の水銀濃度については、既存施設においても、大気汚染防止法等関連法令に基づき測定・記録を行っている。計画施設においても同様の運用を行う。	4/23 部会にて 質問  5/12 部会にて 回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		水銀の濃度について、実際には水銀はコンスタントに出るわけではなく、何か混入があったときにピークという形ですごく高い値が出る。これまで稼働してきていて、基準値を超えたことはないか。	<p>基本的には、排出濃度を超えることはないが、万が一超えた場合にも適切に対応していく。</p> <p>持ち帰り、次回回答したい。</p> <p><b>【回答】</b> ご指摘の通り、予測条件の排出ガス中の水銀濃度は、基準値の上限値であり、この濃度で常に排出するというのではない。</p> <p>平成 22 年度～令和 2 年度にかけて、当組合が管理・運営している清掃工場において排ガス中の水銀濃度が基準値を超過した事例はあるが、超過した場合は、速やかに焼却炉を立ち下げて清掃を実施し、適切に対応している。</p> <p>なお、現在稼働している北清掃工場では基準値の超過はない。</p>	<p>5/12 部会にて質問</p> <p>6/24 部会にて回答</p>
		なかなか混入を防止するのも施設側では難しいと思うので、どういった対応をするのかという点も文章として書いておくとよい。	ご意見を踏まえて、検討させていただきたい。	5/12 部会にて回答済み
大気汚染	4	解体工事中の粉じん対策が、住居が密接しているので心配される。近隣で解体工事をしているので、その解体工事などで発生していた苦情なども参考にしながら、防止できるよう配慮していただきたい。	十分に対策を行って工事を進めていく。	<p>5/12 部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p>
騒音・振動	1	246 ページ以降のコンター図では、対象の案件の周囲に隣接して住宅が張り付いていて、その辺りは、騒音についても振動についてもかなり高いレベルになっているので、数値だけを見たり、基準に収まっているからいいという記述ではなく丁寧な記述をしていただきたい。	表現等につきましては、今後参考にしたい。	3/16 部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	騒音については、かなり近いところに住宅があるため、常駐してコミュニケーションをとっていくなど、きめ細かな対応が大切と考える。		4/23部会にてコメント
騒音・振動	3	249 ページ、250 ページのコンター図は同心円の楕円形の連続的な分布になっているが、246 ページ、247 ページの分布の形が、複雑な入り組んだ形の分布になるのが不思議である。通常は、音源があって、音源から点音源で放射していくと考えると、滑らかな分布になる。	コンターがいびつな形になるのは、実際に建設機械等の配置を踏まえた上で予測した結果、このような形になると考えている。 騒音・振動対策については、基本的な方針としては、現場に職員が監督員として常駐して、常に工事の状況を見守りながら騒音・振動等についても対応していく。	3/16部会にて質問
		音源が鋭い指向性を持っていて、指向性を考えるとこうなるのか、遮蔽の部分を考慮して、解析の影響まで考えているのでこうなるのかという説明だったら分かるが、かなり高度なところまでやっているのかどうかを確認していただきたい。	改めて確認する。 <b>【回答】</b> 仮囲いには開口部があるため、建設機械毎に、その位置により仮囲いによる遮蔽効果の有無が異なる。こうした各建設機械の発生音の重ね合わせにより、コンター図が複雑な分布となっている。なお、建設機械の発生音について、指向性は考慮していない。	4/23部会にて回答済み
土壌汚染	1	今回調査した範囲は汚染のリスクが低い部分であり、今後、調査を行う部分は、リスクが高い部分だということが分かるような表現をどこかに入れていただくとよい。 土壌汚染のリスクが高い所または低い所ということで分類されていると思うので、今回調査したエリアが土壌汚染の中のリスクが高い部分なのか、低い部分なのかということを第三者に分かるようにすると良い。	汚染物質のおそれがあるかないかというところで、強弱の分類等については今現在の時点ではやっていないが、工事の際には、今回意見があったところもきちんと調査するという事で確認していきたい。	3/16部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
土壌汚染	2	<p>封込め槽は、20 数年前のものであり、コンクリート等の劣化等が懸念されるという指摘もある。それに対して現状では、地下水で調査しているので問題ないという回答だが、P273 の土壌試料調査地点 1、2、4、5 のあたりに汚染土壌が埋まっている影響を確認するとき、地下水調査地点の①だけでは十分な確認ができない。</p> <p>長期的な影響、もしくは今回の工事の影響等を見るという意味では、工事期間中に封込め槽の四方、または地下水流動方向の下流側や横側等でモニタリングを強化していくことが重要である。</p>	<p>検討していただいた部分について、工事中、工事後の地下水の分析について、改めて持ち帰らせていただきたい。</p> <p><b>【回答】</b> 封込め槽が存在する帯水層は西から東方向に流れているため、調査地点は水側であり適切であると考えます。 工事中についても、地下水質のモニタリングを行っていく。</p>	<p>3/16 部会にて質問</p> <p>4/23 部会にて回答済み</p>
	3	<p>地下水が西から東に流れているので、四角印の①に確認の井戸を設けるとのことだが、20m×30m の層に対して、この 1 ポイントだけで評価するというのは、一般的な土壌、地下水汚染の評価ではなかなか難しい。2 本ぐらい下流側に必要と思うので、土壌・地下水部と相談の上、適切なポイントを検討頂きたい。</p> <p>評価書では「今後適切なポイントも協議していきます」というような表現としてほしい。</p>	<p>モニタリングの具体的な調査方法については、今後工事を進めていく中で、土壌汚染対策法等の担当部と協議しながら検討していく。</p> <p><b>【回答】</b> 評価書において、上記の内容を記載する。</p>	<p>4/23 部会にて回答済み</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
土壌汚染	3	<p>地質の調査を見ると、③では浅いところの地質の連続性が悪い。埋土により浅いところの地質は人為的に大きく改変されていると思う。また、埋立地においては、透水性が不均一であることが想定されるため、①と③の結果だけをもって、西から東に水が流れているというのはちょっと難しい。①だけで十分だとするのであれば、封込め槽の周りも西から東に流れており、工事期間中もそれが変わらないとするような理由を提示していただく必要がある。</p>	(上記に同じ)	4/23部会にて回答済み
		<p>汚染土壌封込め槽について、評価書案 307 ページの①と③の場所でモニタリングできるかという点、一般的には少し難しい。地下水の流速と流向が正確に分かっていない場合には、下流側の①のポイントで押さえられる範囲は、3m×5m ぐらいとなる。南側のところから漏れいしている場合、①若しくは③のポイントでも汚染は確認できない。それに対して事業者がどう対応するかということを検討して御回答いただきたい。</p>	<p>関係機関と協議するなど検討し、回答する。</p> <p><b>【回答】</b> 解体工事に先立ち、掘削工事による影響を確認するため、地下水質の調査地点について、関係機関と協議し検討していく。</p>	5/12部会にて質問 6/24部会にて回答
		<p>汚染土壌封込め槽を含む浅いところの不圧地下水について、観測井戸の①が封込め槽の下流側に位置し、地下水の水位を監視するための井戸だと思うが、この地点で水質について監視するのか、ほかに井戸を設置する予定か。</p>	<p>観測については、①の井戸で考えている。ただ、工事期間中に必要が出てくるようであれば、関係機関と協議をして対応を考えていく。</p>	5/12部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
土壌汚染	3	<p>地下水の流速は極めて遅いと思う。観測井と封込め槽の距離が離れている場合、水質に問題が生じてから少し離れたところの井戸で検出するのに、タイムラグが生じてしまうので、①だけで対応するのは難しいと思うがいかがか。</p>	<p>この観測地点を原則として考えている。何かあったら関係機関と協議する。</p>	<p>5/12部会にて回答済み</p>
		<p>地下水の流れの観測と、汚染の監視は分けて考えるべきではないか。水質の監視については別途協議の上、井戸を設置するとのことだが、その際にはタイムラグを考慮し、適切な水質の観測用の井戸の配置を検討いただきたい。</p>	<p>委員の意見を受け、検討する。</p>	<p>5/12部会にて回答済み 総括審議事項へ</p>
土壌汚染	4	<p>P291 ページの「なお、本事業では封込め槽を…」の部分は、関連法令に基づいて適切に対策を講じ、その内容を明らかにすることが有害物質のおそれがないということにつながるというような記載であり違和感がある。</p>	<p>封込め槽は今回手をつけないので、有害物質が流出するおそれはなく、今後必要が生じた場合については、手続をとっていくという趣旨で書いた。ご指摘の点も踏まえて修正等を行う。</p>	<p>3/16部会にて回答済み</p>
地盤・水循環	1	<p>SMW 連壁について、この掘削区画内でどのような地下水対策を行う予定か。</p>	<p>この地盤等について、事前に地下水等を調査して、対策として SMW を施工する。50m という SMW の深度は、実際に調査した結果、これで対応できると考えている。</p>	<p>3/16部会にて質問</p>
		<p>SMW の深度を 50m ぐらいにすることだが、50m の設定の根拠について、特に掘削や、揚水するのであれば揚水の深度との関係を教えていただきたい。</p>	<p><b>【回答】</b> SMW の深さを 50m と設定しているが、難透水層まで SMW を入れ遮水するという想定ではなく、掘削に伴う土圧から算出したものである。</p>	<p>4/23部会にて回答済み</p>



項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>SMW の設置深度というのは、この区画内でどのような地下水対策を行うのかということセットで書いていただかないと、妥当性が評価できない。</p> <p>被圧地下水の地下水位は高いので、地下水面は下げる措置が必要だと思いがいがか。</p>	<p>次回、回答する。</p> <p><b>【回答】</b> 必要に応じて、ディープウェル及びリチャージウェル等を設置し、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。</p>	<p>3/16 部会にて質問 4/23 部会にて回答済み</p>
		<p>回答は「ディープウェルなどを行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。」という書き方が正しい。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、評価書において記載内容を検討する。</p>	<p>4/23 部会にて回答済み</p>
地盤・水循環	2	<p>地下水の揚水を必要に応じて行うということだが、その場合、想定される揚水深度と、今回地下水のモニタリングを行う深度とは合致しているのか。</p>	<p>現時点で、建替工事の施工者がまだ決定していないため、具体的な揚水深度とか、どこまで地下水位を下げるのかといった数値を示すことは難しい。今後、周辺の地下水位や地盤に影響を与えないよう適切に施工していく。</p>	<p>4/23 部会にて回答済み</p>
		<p>工区内の地下水位対策についてほとんど言及がないので、より具体的に揚水の内容を記載した上で環境保全の措置を示すべきである。住宅地に近接していて、軟弱地盤の掘削も伴うため、慎重な検討をお願いしたい。</p>	<p>意見について、十分に検討させていただく。</p> <p><b>【回答】</b> 頂いたご意見を基に評価書にて記載する。</p>	<p>4/23 部会にて要望 総括審議事項へ</p>
地盤・水循環	3	<p>前回の工事の際の経験なども効果的に活用するとよい。</p>	<p>意見について、十分に検討させていただく。</p> <p><b>【回答】</b> 実際の工事に当たっては、前回の工事の経験などを踏まえて、適切な施工方法を採用していく。</p>	<p>4/23 部会にて助言</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
電波障害	1	<p>工事の施行中については、電波障害が明らかになった場合には、CATV の活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善で対応し、工事現場には事業者側の職員が常駐して苦情に対応する、また、工事の完了後については、電波障害が明らかになった場合には、原因を調査して必要な対応をとるということで、妥当な対応だと思う。</p>		3/16 部会にてコメント
景観	1	<p>北側の1階部分あるいは屋上緑化に面しているところに、横方向の何か意匠みたいなのがあるが、色彩決定の際には、そういったところの色あるいはテクスチャーも検討してほしい。</p> <p>また、煙突の色彩は、何も色をつけないようなイメージになっているが、北清掃工場が北区の景観百選に選ばれているということであり、ランドマークとしても親しまれているのではないかと。それが、何も表情のないものになった時に、その変化に対するインパクトがある。</p> <p>最終的なデザインの設計、色彩も含めた設計において、ご配慮いただきたい。もし何かこの段階でプランがあれば教えていただきたい。</p>	<p>デザインについては現段階でのイメージ図であり、今後、業者等が決まって詳細に設計していく中で、変更していく予定である。</p> <p>煙突のデザイン等についても、北区の景観等に配慮して、地域から親しまれるような形のデザインということで検討していきたい。</p>	3/16 部会にて回答済み  総括審議事項へ

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1	鎌倉からの古道の一部があるとのことだが、評価書案に、そのことについて全く触れていない。「史跡・文化財」の末尾に、「なお、埋蔵文化財については、事前に北区教育委員会に相談・照会を行う。」と書いてあるが、もう少し具体的に評価書では触れていただきたい。 教育委員会に確認するのであればそれでよい。	この古道については、北区とも確認中である。	3/16部会にて回答済み
史跡・文化財	2	北区と協議した結果、古道の存否あるいは調査をするのかということについて、評価書に具体的に記載してほしい。	具体的に記載できることは評価書に記載していく。	4/23部会にて回答済み
自然との触れ合い活動の場	1	工事が、令和4年から令和11年までと、かなり長い期間が想定される。工事完了時に緩衝緑地を再び整備するようだが、それが、工事期間中、全て使えないという形でよいのか。沿道に面した部分について一部でも途中から使えないのかどうか。	緩衝緑地については、工場が狭いため、建替中は作業員の現場事務所等を建て、新工場竣工後は、改めて親しまれる緩衝緑地を整備していく。 工事期間中の対応については、敷地が狭い中での工事であるため、安全面も考慮して持ち帰って検討する。  【回答】 工事の施行中については、敷地が狭隘であるため、安全確保の観点から開放することは困難である。 計画施設の具体的な緩衝緑地の仕様については、今後建替工事の施工者が決定したのち、引続き地域住民の憩いの場として利用していただけるよう、関係各機関等と協議を行い決定していく。	3/16部会にて質問 4/23部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
自然との触れ合い活動の場	2	<p>緩衝緑地は、当初は、熱量や騒音、無骨な工場を見えなくするという目的でつくられたと思うが、現在では工場の性能が上っているので、もう少し自然との触れ合いの部分を強化した形が考えられるのではないか。質的な問題など、目的をもって整備していただきたい。</p> <p>竣工が8年後となると、ライフスタイルも変わり、緩衝緑地など緑地のつくり方についても変わってきていると思う。緩衝緑地として、量的な基準ではなく、生態系ネットワーク、生物多様性など復活するという観点からも、もう少し豊かな形で内容を検討していただきたい。</p>	<p>新しい緩衝緑地の仕様等についても、管理上事故が起きないということも踏まえて、今後検討していく。</p> <p>【回答】 「1」の回答に同じ。</p>	<p>3/16部会にて質問</p> <p>4/23部会にて回答済み</p>
廃棄物・大気汚染	1	<p>飛灰搬出設備棟の解体時に設置する全覆い仮設テントについて、予測でどのように取り扱われているのか。</p>	<p>仮設テントの設置については、環境影響評価の内容を踏まえて、業者を選定していき、業者が決まったら具体的な工法等も決まるので、その際に対応していく。</p>	<p>3/16部会にて回答済み</p>
廃棄物・大気汚染	2	<p>目黒清掃工場など他の事例との違いについて、説明してほしい。</p> <p>全覆いテントを使う認識でいたが、使わないということか。</p>	<p>目黒とは異なり工場棟には全覆い仮設テントを設置しない予定である。</p> <p>飛灰搬出設備棟のみ全覆い仮設テントで覆う予定となっている。</p>	<p>4/23部会にて回答済み</p>
廃棄物・大気汚染	3	<p>ダイオキシンの除染方法など目黒清掃工場など他と違う考え方について教えていただきたい</p>	<p>設備内部に付着したダイオキシン類については、従来通り、解体する前に除去する。</p> <p>また、建屋を解体する前に、その中で機器などを解体して粉じん等を防いでいく。</p>	<p>4/23部会にて質問</p>

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		ダイオキシン対策について、しっかりとやっているということを評価書では追記してほしい。	精査して検討する。  【回答】 評価書案 37 頁に、解体工事時のダイオキシン類曝露防止対策について記載している。	5/12 部会 にて 回答 済み
廃棄物	1	灰の資源化については環境負荷全体やコストを考え、最適な量を検討しながら進めていただきたい。	飛灰についても、環境に貢献するというで灰の資源化について取り組んでいく。その際には、委員から頂いている意見を参考に考えていく。	3/16 部会 にて 回答 済み
温室効果ガス	1	事業年数はどのくらいを見込んでいるか？	25～30 年を見込んでいる。	3/16 4/23 部会 にて 回答 済み
		20 年以上稼働するのであれば、2050 年ゼロエミッションの目標年度に近いところまで稼働することになると思うが、そこに向けた対応を示すことが必要なのではないか。 資料編の 227 ページに、現施設の排出量が 14 万 654t/年、新施設は 12.2 万 t/年となり、1.8 万 t/年の削減で、12%程度の削減しか行われていないことになる。2050 年のゼロエミに向けた道筋から外れているので、どのように考えているのかご説明いただきたい。	発電については、発電効率 21.5%と、発電設備の向上を図っている。燃料がごみで、そこから発電するので、発電能力としてはかなり高目である。ゼロエミとの関連でいくと、ごみ発電のみならず、23 区のほうでも、ごみの削減等に努めていただき、その中から、資源の回収とか発電に努めていくところで貢献していきたい。	3/16 部会 にて 回答 済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		温室効果ガスの排出削減量が12%程度というところは、ゼロエミ戦略にのっとったものではないと思うので、そのあたりもう少しご尽力いただきたい。	持ち帰って検討する。 <b>【回答】</b> 計画施設における温室効果ガス排出量のうち、ごみ焼却に伴う排出量が9割を占め、電力等のエネルギー使用に伴う排出量は1割程度である。 当組合は、ごみを安全かつ衛生的に処理することを第一の目的としている。同時に、ごみ発電及び外部への熱供給により熱エネルギーを有効利用している。 計画施設では、ごみ発電の発電効率が上がるとともに、高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入し、温室効果ガスの削減に努める。	3/16部会にて質問4/23部会にて回答済み
温室効果ガス	2	電力消費量が3,386万kWh/年とあるが、ごみ処理発電が1億1,287万kWh/年なので、稼働すると電力を外から供給する必要はないという理解でよいか。この数値が合っているのかどうかということも含めてご説明いただきたい。	持ち帰って検討する。 <b>【回答】</b> 清掃工場はいったん稼働すると、外部から電力を供給する必要はなく、ごみ発電で所内で使用する電力をすべて賄っている。 さらに、余剰電力については電気事業者に売却し、CO <sub>2</sub> 排出係数の低い電力として、温室効果ガス排出量の削減に寄与している。	3/16部会にて質問4/23部会にて回答済み
温室効果ガス	3	太陽光発電は4.0万kWh/年とあるが、屋上は緑化施設があるので、屋上に設置するのではなくて平置きになるのか。この試算の根拠はどうなっているのか。 太陽光発電の容量をさらに増加させることが可能か。	太陽光発電については屋上に設置する予定だが、詳細な配置等については、今後、業者が決まった後に詳細設計していきたい。	3/16部会にて回答済み
温室効果ガス	4	6.1.7の最後のほうで、「低炭素（低燃費）性能を満たした車両を極力使用します」とあるが、「極力」という表現は曖昧なので、可能であれば数値化されたい。	持ち帰って検討する。 <b>【回答】</b> 一部車種については性能を満たせない車両があるが、基本的に低炭素性能を満たす車両を使用する。	3/16部会にて質問4/23部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	5	<p>煙突から出てくる排ガスの中の二酸化炭素の量は、既に各清掃工場ごとに算定していると思う。</p> <p>北清掃工場についても、どのぐらい出るのかということの評価書に書いていただきたい。特に、北清掃工場では非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>で算定していると思うので、その点を表記していただきたい。</p>	<p>温室効果ガスについては、北清掃工場の評価書案は、ごみを燃やしたとき、ごみに含まれる炭素分が二酸化炭素になった場合ということで評価しているので、煙突から出るものについても、そもそもごみに含まれている炭素分ということで評価している。表記については、できるだけ分かりやすいような形で検討していく。</p>	3/16 部会にて 回答済み
温室効果ガス	6	<p>ごみ焼却に伴う排出量が9割を占めるのだとすれば、ごみ焼却に伴う排出を削減する方策がないと、とてもゼロエミとか、2030年の国の目標の46%削減にのっとったような削減にならない。何か技術面での工夫があるのか。</p>	<p>ごみ焼却に伴う排出量の削減については、技術面での高効率モーターなど、技術革新に伴って施設の中でエネルギーの使用を減らしていくとともに、ごみ自体を削減していくということも必要になるため、23区とも連携してごみの減量に努めていく。</p>	4/23 部会にて 回答済み
温室効果ガス	7	<p>新しい技術や情報を収集し、後付けでできることや、今後の施設でできることを、それによって環境負荷が高まることのないようなものであれば取り入れていく姿勢があるとよいと感じた。</p>	<p>評価書において記載内容を検討する。</p> <p><b>【回答】</b> 「地域脱炭素ロードマップ」において、廃棄物処理施設は地域のエネルギーセンターとして位置づけられていることから、引続き、ごみ発電の発電効率の向上に努めるとともに、CCS・CCUS等最新技術の動向についても注視し、温室効果ガスの排出量削減に努めていく。</p>	4/23 部会にて 質問 総括 審議 事項へ
温室効果ガス	8	<p>個人的にはCCUSの可能性について、例えばごみ焼却に伴う排出についても、「技術の発展に伴って排出量を削減するような技術を導入する」といったような文言を入れることを検討して頂きたい。</p>		
温室効果ガス	9	<p>「地域脱炭素ロードマップ」でCCS、CCUS付の廃棄物処理施設の実証というものが上がっているので、23区事務組合としても、いずれかの施設で脱炭素化に挑戦していただいてもよいのではないかと。</p>		

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	10.	<p>最初から CCS や CCUS の実証施設になるということはずに、今後コストが下がり、十分に費用対効果があるということになれば、後づけで導入されることを考える、他の新技術も含めてという趣旨だというふうに理解してよいか。</p>	<p>今回の北清掃工場という点においては、今後、十分採算が見込めるようなものであれば、今後の建替事業において導入も検討の一つに入ってくると思う。</p>	5/12部会にて回答済み
		<p>北清掃工場においては、少なくとも建設の時点においては、前回お示した 12%程度の削減を超えるような削減を保證する、そういう対策は導入せずに、今後の技術の動向を見た上で、後づけで何か対策を行われるという理解でよいか。</p>	<p>ロードマップの中においても、まだ実証段階であるので、今後の動向を見極めながら、後づけというところもできるかどうかということも含めて考えていきたい。</p>	
温室効果ガス	11.	<p>実証段階という意味合いをどのように捉えているのか確認したい。実際に佐賀市では稼働して、実績を上げている。25年ぐらいすると経費的にもとんとんとなくなるといふに、今の技術でも十分機能している。実験段階だ、日本ではまだ定着していないのだという認識であれば、それは大きな過ちではないか。</p>	<p>実証というところは、実験段階と捉えているわけではなく、北清掃工場においては CCS といった仕組みを取り入れるというのは難しい。今後、CCS、CCUS について、可能性がもう少し明確になれば、今後の建て替えの検討の選択肢の中の一つに入ると考える。</p>	5/12部会にて回答済み
		<p>東京都内において火力の大きな熱の発生源は清掃工場となるので、将来的にはそこがターゲットになっていく。その点十分事業者として自覚し、取組を深めていただく努力をお願いしたい。</p>	<p>現状及びこれからの状況も踏まえ、十分検討していきたい。</p>	



項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他	1	北清掃工場は工事期間が6年から7年ぐらいかかるため、その間の可燃ごみは他の清掃工場に搬出せざるを得ない。新たにごみの収集車の交通ルートで、交通渋滞、違法駐車等が発生する可能性もあるため、交通安全対策を新たに講じる必要がある。	清掃工場は、常に老朽化した工場を2、3 ずつ建替えており、その期間のごみは、近隣の工場で処理している。 また、オーバーホールで、年間に長くても2か月停止する。その場合も、近隣の工場にごみを振り分けている。 収集運搬は23区が行っているため、23区と連携しながら、交通事故や交通渋滞が発生しないように配慮しており、今回も同様に対応していく。	3/16部会にて回答済み
その他	2	構内道路の雨水については、雨水流出抑制槽からそのまま下水道に排出されるので、構内の清掃が十分にされていない場合に、搬入車両から出てきた、または処理場から出てくる大気中のダイオキシンなどが外に出ていってしまうというようなことが過去に何度か23区の清掃工場であったと思うが、場内の清掃は適切に定期的に行われているのか。	初期雨水は、汚水処理の施設に送り、処理後、下水道へ放流している。初期雨水以外の雨水は、雨水の流出抑制槽に貯留した後、下水道へ放流する。清掃の水についても適切に処理をしている。	5/12部会にて回答済み
		構内清掃時の散水車による廃水は、全て汚水槽に行くのか。それとも、雨水流出抑制槽のほうに流れていくのか。	散水車の水は全て汚水処理槽に送られる。	5/12部会にて回答済み

## 「北清掃工場建替事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	5 名

## 1 環境一般

(1) 北区立なでしこ小学校は、清掃工場の方角を向いて目と鼻の先にあり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一年を通じて、真冬においても教室の窓を開けて授業をしている状況である。「有害化学物質、環境ホルモン」の飛散や授業中への騒音、振動を考えると、他の清掃工場でも行っている全覆いテントを、今回の工事期間中においても採用することを要望する。

## 2 大気汚染・騒音・振動共通

(1) 煙突外筒の解体は、ワイヤーソーによる解体工法を要望する。また、切断ピースは、騒音及び粉じん飛散の低減のため小割り用のテントの内部にて小割りを行うことを仕様書に明記することを要望する。

(2) ワイヤーソーや静的破碎工法を採用すれば、粉じんを極力抑え、騒音も振動も出さないうで済む。住宅地や小学校に粉じん、騒音、振動の被害が及ばないような工法を要求した発注書を作ってほしい。

(3) 一組は全覆いテントは工期と予算をかければ可能だと答えている。練馬工場に始まり、目黒工場まで、江戸川に関しても、全覆いテントを採用し、周辺には粉じんのない騒音が軽減された環境での工事を進めている。全覆いテントが採用できないのであれば、それ以上の効果のある工法で解体工事をしていただきたい。

## 3 大気汚染

(1) 粉じんの防止策として、全覆いテントを、せめて地上部解体期、ステップ7以降のみでも設置することを要望する。全覆いテント敷設ができないのであれば、粉じん防止剤の使用や粉じん除去装置の設置を仕様書に明記することを要望する。

(2) 施設の解体工事中、建物を囲っただけで粉塵の飛散防止は不可能である。また、単なる撒水では乾けば粉塵は飛散する。完全な全覆いテントが出来ないならば、静的破

砕工法を採用すべきである。敷地内の撒水については、粉塵抑制剤を加えた水で撒水を行うことにより粉塵の発生が低減できるので採用していただきたい。

#### 4 騒音・振動

- (1) 既存地下躯体の解体について、発生振動レベル合成値が約 80dB となる期間として、全体工程の 12 か月目から 18 か月目の 7 か月間と、22 か月目から 42 か月目の 21 か月間に解体工事を起因とする大きな振動が続くことが予測されている。地盤が軟弱な当該地域で特に振動伝搬が著しい地下躯体の解体においては、周辺住民への振動影響を低減することを要望する。
- (2) 工事情報の公開について、特に振動・騒音、車両の数など、周辺住民がいつでも確認できるようホームページを開設して開示し、各種モニタリングの測定値や現場内設置カメラによる工事状況を常時リアルタイムで確認できるようにすることを要望する。
- (3) 騒音・振動のレベルの上限値を地元住民との合意に基づき設定すること。
- (4) 騒音・振動を監視できるよう騒音計と振動計の設置を要求する。騒音計、振動計の設置場所には小学校を含めて複数個所の設置が必要と思う。
- (5) 騒音・振動を出さない解体工法は複数開発されている。ワイヤーソーや静的破碎工法を採用すれば、騒音も振動も出さないで済む。地下深くの構造物でワイヤーソーが使えない場合は、静的破碎工法を採用して、騒音・振動を抑えてほしい。
- (6) 隣接している住民や小学校の生徒に健康的、精神的被害があれば、工事停止を求めていく。
- (7) 30 年後の建て替えも視野に入れて計画する必要がある。また同様に解体工事の騒音で対立しないように、住民を納得させられるプランでなければならない。

#### 5 土壌汚染

- (1) 全ての汚染土壌を撤去していただきたい。汚染土壌を公園に埋設してから約 30 年経過し、今撤去しなければ更に放置されたままになる。一度公園の木を切って更地にする工場の建替えの時にこそ、汚染土壌の撤去を求める。
- (2) W-1 の井戸は常に pH がアルカリ性を示しているが、なぜアルカリ性なのか、原因を解明していただきたい。
- (3) 汚染土壌の存在を示す掲示板は撤去され、当初あった空気抜きパイプも見つから

ず、毎年検査するはずの2ヶ所の井戸も、いつのまにか1ヶ所しか測定されていない。

## 6 地盤・水循環

(1) この地は、荒川に近く、とても地盤が悪い。工場の地下を工事するにあたり、地下水に影響を及ぼし、周辺の住宅に地盤沈下が発生することが予測される。

## 7 温室効果ガス

(1) 未来の地球を守るためにも、これからはプラスチックゴミの削減、CO<sub>2</sub>削減にも取り組む時ではないか。

## 8 その他

(1) この地域は、荒川決壊により、4.7m浸水する。首都直下地震も迫っている。防災拠点としての機能を備えていただきたい。水害の時に垂直避難ができて、地震の時にも、数百人が一時滞在できる能力があれば、頼もしい工場になりえる。

(2) 一組の発注方法は総合評価落札方式で行うのであれば、様々な新工法を発注書の特記事項に明記するよう求める。

(3) 1968年8月7日「東京都北清掃工場設置に関する協定書（第1次協定書）」、1970年5月に第2次協定書が交わされた。その内容は、1. 目的を広く、北区住民の健康を守るために、北区内における大気汚染の防止に置いていること。2. 公害防止基準としては北清掃工場の操業開始前における大気汚染度を測定しておいて、これより悪化しないことという標準を設けたこと。3. この汚染度を超えた事態が生じたときは、東京都は工場の運転停止、その他必要な措置を自主的にとるものとしたこと。4. 協定に基づく協議や決定などを行うために住民代表と都の当局者によって構成される「東京都北清掃工場運営委員会」を設けるものとした。

今回の建替工事計画案は、協定書の主眼である現況よりも公害を増やさないという約束が、いとも簡単に無視され、解体工事による騒音・振動、粉じんに関する対策が全くできていない。全覆いテントを工場本体の解体工事には使わずに、ジャイアントブレーカー等の破碎と散水で処理しようとしている。全覆いテントをかけた場合でも、振動は押さえられないことが推し量れるため、ワイヤーソー工法を建物本体にも使用することを一組に要求している。特に深い地下部分の解体では、底盤は3mもあ

り、これをジャイアントブレイカー等で粉砕、解体した場合の振動・騒音・粉じんは計り知れない。

技術は日進月歩しているので、新工法を発注書の特記事項に明記するよう求めている。60年前の協定書の精神を引き継いで、住民が納得できる形で新工場を建設してほしい。

## 「北清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和2年10月30日に「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

## 【大気汚染】

計画地周辺には学校や住宅が近接していることから、工事施行中の粉じんの飛散防止について、環境保全の措置を徹底すること。また、粉じんの飛散防止対策並びにダイオキシン類を含むばいじん等の事前除去方法について、周辺住民への説明を十分に行うこと。

## 【騒音・振動】

工事の施行中における騒音・振動については、計画地に近接して住宅があり、特に解体工事に伴う振動への影響が懸念されることから、適切な騒音・振動対策等について、周辺住民への十分な周知・説明を行うとともに、更なる環境保全のための措置を検討すること。

## 【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても全ての地点で環境基準を超えていることから、工事用車両やごみ収集車両等の走行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。

### 【土壌汚染】

土壌汚染対策法第4条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の施行前より管理してきた汚染土壌封込め槽については、計画地内の地下水流動の状況を踏まえた上で、封込め槽の影響を把握できる地点において、現在においても機能が維持されていることを確認するための十分な調査を実施するとともに、工事の完了後においても地下水のモニタリングを定期的に行うなど機能が維持されるよう適切に管理すること。

### 【地盤、水循環共通】

住宅地に近接する軟弱地盤の掘削を伴うため、地下水に影響を及ぼす工種の施工中及び施工後の一定期間において、地下水位及び地盤変位のモニタリングを適切に実施し、地盤沈下の未然防止を図ること。また、モニタリング等、環境保全のための措置の実施に際しては、過去の建替え工事時に得られた知見を活用すること。

### 【景観】

既存建築物は、「北区景観百選」に選定されるなど、地域の代表的な景観資源であることに鑑み、計画建築物のデザイン検討の際には、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえるとともに、地域関係者と十分な協議・調整を重ねた上で、評価の指標との整合を図ること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 2年 10 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 2年 10 月 30 日	・現地視察
部 会	令和 3年 3 月 16 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 4 月 23 日	・質疑及び審議
部 会	令和 3年 5 月 12 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 3年 5 月 20 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 3年 6 月 24 日	・総括審議
審議会	令和 3年 6 月 29 日	・答申（予定）



## 第二部会 審議資料

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案に対する都民等の意見書及び事業段階関係区長等の意見

### 1 意見書等の件数

都民等からの意見書	5 件
関係区長等からの意見	3 件
合 計	8 件

### 2 都民等からの主な意見

#### 1 環境全般

- (1) 廃材等運搬車両、再生品運搬車両の合計が、現況の 1020 台から最大 1500 台に増加することが想定されるが、事故防止対策、交通渋滞、騒音対策、振動対策、大気汚染対策の具体的な取り組みの提示を要望する。

#### 2 評価項目に関する意見

##### (1) 大気汚染

- ① 新しい破碎処理施設は建物内で処理するとのことだが、粉じん対策として、搬入された処理前の残土についても建物内に保管し、また、施設全体を囲むような遮蔽対策を取るべき。
- ② これまで風の強いときに粉じん被害が著しい。特に川沿いの住民は被害が大きく、粉じんでは船や自動車の屋根が黒くなる。
- ③ 周辺に大型ダンプの交通量が増大し、騒音・振動・粉じんが増大する。

##### (2) 騒音・振動

- ① 残土は昼夜を問わずトラックで搬入され、真夜中にもかかわらず車両誘導のための場内アナウンスを拡声器で行っている。また、機械異音もひどく、安眠を妨害される状態。
- ② 周辺に大型ダンプの交通量が増大し、騒音・振動・粉じんが増大する。
- ③ 夜間運転における騒音、振動が危惧される。夜間運転は最小限にするべき。

##### (3) 廃棄物

- ① 産業廃棄物に含まれるアスベスト対策をしっかりと行うこと。

### 3 その他

- ① 今回の調査結果で基準値内と示されても、800mの範囲内の住民には理解できない。事後調査では、島外に調査ポイントを設けての実施を要望する。
- ② 処理施設の半径 800m の範囲は旧江戸川の中州にあるとはいえ四方、住宅で囲まれており住宅地への環境悪化が懸念される。
- ③ 10mの遮音壁で粉じんの飛散、騒音を防ぐとしても、周辺住民から被害の申出があった場合は実態を把握し、対策を講じること。

### 3 関係区市長等からの意見

#### 【江戸川区長】

#### 1 全体的な意見

##### (1) 工事の施工中、工事の完了後

- ① 事業の実施にあたり、遵守・準拠している法令や計画、指針、ガイドライン等が評価書案に記載されているが、改正を予定しているものがあるため、常に最新の各法令等を把握し、遵守・準拠すること。
- ② 予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。
- ③ 事業の実施にあたり、環境影響評価手続きで示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引続き、最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。
- ④ 近隣住民などからの問合せ・要望があった場合には、誠意を持って対応するよう、努められたい。

#### 2 評価項目に関する意見

##### (1) 大気汚染

###### 〈工事の施工中〉

- ① 大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、アスベスト含有建材を含む工事について、新たな規定が設けられたため、解体工事の際は最新の法令等に従って対処されたい。
- ② 工事施工中の工事車両の走行や既存施設を含め、稼働に伴って発生する粉じんについて、大気並びに周辺の環境悪化の懸念が生じるため、その対策を記載されたい。
- ③ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う大気質のみの評価となっているため、既存のアスファルトプラント及びリサイクルプラントから発生する大気質を含めて評価されたい。

〈工事の完了後〉

- ① 工事完了後の粉じん対策について、ストックヤードや破碎処理施設だけではなく既存施設を含めて場内全体について評価されたい。
- ② ヤードでの積み下ろしや保管中の粉じん対策について、遮音壁だけではなく散水などを講じられたい。
- ③ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、搬出入車両の走行に伴う大気質のみの評価となっているため、既存のアスファルトプラント及びリサイクルプラントから発生する大気質を含めて評価されたい。

## (2) 騒音・振動

〈工事の施工中〉

- ① 既存施設の稼働及び工事車両以外の搬出入車両などから発生する騒音・振動を含めて評価されたい。
- ② 工事の施工中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、低騒音・低振動型の重機等を積極的に採用し、より一層の騒音・振動の低減に努められたい。

〈工事の完了後〉

- ① 既存施設のアスファルトプラントを含め、場内の重機の稼働音、場内の車両の走行音・ダンプアップ時の騒音や振動、車両誘導のための場内アナウンス等、当該事業所から発生するすべての騒音・振動を評価されたい。また、夜間作業を行う可能性があるため、夜間の時間帯においても上記と同様に評価されたい。
- ② 搬出入車両が 1,020 台から 1,540 台に増える計画であるため、路上に滞留して交通障害を引き起こさないように、必要に応じて場内での待機場所の設置を検討されたい。また、前面道路において、搬出入車両以外の車両や歩行者に対する安全対策・粉じんを対策を講じられたい。

## 【市川市長】

### 1 全体的な意見

- ① 事業の実施にあたっては、環境影響評価書に則り、環境保全措置を講じることはもちろん、新たな疑義が生じた場合や知見の集積が得られた場合等においては、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らして適正な配慮を講じること。
- ② 具体的な工事計画の策定及び施工にあたっては、環境への影響を回避・低減するための環境保全措置の実施徹底を図ること。
- ③ 事業者の責務として、工事完了後においても、施設の稼働等に伴う大気汚染物質、騒音・振動、温室効果ガスの更なる低減について、継続的な実施に努めること。

## 【浦安市長】

### 1 評価項目に関する意見

#### (1) 大気汚染

① 風向等の状況により既存施設から発生している、粉じん(砂塵)についても、対策を求める。

#### (2) 悪臭

① 悪臭については、計画作成時の照会において、予測・評価を行うこととして意見していたが、今回の事業は新たに整備する施設を対象としており、悪臭発生施設の整備ではないとして、本評価書案では評価項目として選定されていない。

しかし、現地調査が実施され、環境基準は満たしているとの結果は記録されていることから、評価対象としての有無については改めて意見するものではない。

但し、河岸住民の不安は続いており、風向等の状況によって既存施設に起因するばい煙臭気の影響に関しては、一層の配慮を要請する。

#### (3) 騒音・振動

騒音については、工事中及び完成後の作業音と、それに伴う車両交通騒音を評価しており、この結果について異議はない。

但し、夜間作業における誘導の音声等については市民からも相談が寄せられており、測定結果についても、本市に面する東側は、路上駐車アイドリングの影響有りとしても、昼間と遜色無く騒音が発生していること、また現状では、この北東向きには遮音壁の計画が無いことから、特に夜間の操業について、騒音負担軽減への更なる配慮を求める。

### 3 その他

① 本評価書案にて把握した内容の他、新たな疑義が生じた場合、または知見の集積が得られた場合等については、環境影響評価制度の趣旨に照らして適切な配慮を講じ、周辺住民の負担軽減に努めること。

## 第二部会 審議資料

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

### 1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
関係区長からの意見	1 件
合 計	1 件

### 2 関係区長からの意見

#### 【江東区長】

#### 1 全体的な意見

- ① P12 計画地は工業専用地域にあるが、近くに東京湾マリーナ（新砂 3-11-2）があり、その利用者から、大気汚染や悪臭、規制対象外の騒音などを含め、公害全般について、苦情が出るおそれがある。このため、工事施工中及び工事完了後において、計画地における公害発生の抑制に努めること。

#### 2 評価項目に関する意見

##### (1) 大気汚染

- ① P47 工事施工中は、低公害型の工事用車両を使用し、アイドリングストップに努め、大気汚染物質の発生抑制及び粉じんの減少に努めること。また、施設周辺及び関係道路にて車両の渋滞が起こらないよう、運行管理の徹底等を行い、大気汚染物質の発生抑制に努めること。工事完了後は、施設及び関連車両等からの大気汚染物質の発生抑制に努め、周辺環境の保全に努めること。

##### (2) 悪臭

- ① P47 環境影響評価の項目として、工事施工中が選定されていないが、悪臭が生じた場合は適切な対策を実施すること。P154②施設の稼働に伴う悪臭の漏洩（臭気指数）について、工事完了後において、悪臭の発生の可能性がある作業は全て施設内で行うとのことだが、車両の出入り時等を含め、外部への悪臭の漏洩がないように作業し、周辺環境の保全に努めること。

### (3) 騒音・振動

- ① P47 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音、振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努めること。

### (4) 土壌汚染

- ① P6、P249 土壌汚染調査の結果、汚染が確認された場合は、直ちに、汚染土壌の飛散防止措置や地下浸透防止措置を講じること。また、汚染土壌の改変し敷地外に搬出する場合は、飛散防止措置を講じたうえで実施し、法令に基づき許可を受けた施設で適切に処理、処分をすること。P236 (4) ②、P49 現在、「廃棄物処理に関連する分析室」において実施している「クロム、水銀を含む廃液の回収」、及び、水質汚濁対策として実施している「廃棄物の受入れ作業等の屋内での実施」は、土壌汚染の未然防止対策として有効であることから、工事中及び工事完了後においても継続的に実施すること。

### (5) 水循環

- ① P274 江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、雨水流出抑制施設計画書を提出すること。

### (6) 景観

- ① P287⑤法令による基準等について、「江東区都市景観条例」を追記すること。本計画について、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえるとともに、東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。

### (7) 廃棄物

- ① P310 (資料編 P170①) 施設の稼働に伴う改質固化処理プラントから発生する廃棄物排出量について、処理能力の増加 (増加率 184.1%) に伴い、廃棄物排出量は年間約 70,000 t 増加することとなる。計画上の推計値であることは認識しているが、廃棄物排出量の抑制のため、より一層の再資源化率向上に努めること。

### (8) 温室効果ガス

- ① P322 バイオガス発電、地中熱利用及び太陽光発電によって約 2,600 t-CO<sub>2</sub>/年の CO<sub>2</sub>削減量を見込み、排出量を約 2,002 t-CO<sub>2</sub>/年と予想するが、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる「2050年にCO<sub>2</sub>排出量を2013年比で37.6%削減」の実現に向け、より一層の排出量削減に努めること。また、高効率モーターやLED照明の導入によるエネルギー使用量の削減について、予測に反映されているか否かが明らかでないため、削減量を算出したうえで、評価書へ記載すること。資料編 P172②温室効果ガスの削減量において、発電量、地中熱利用量につき、温室効果ガスの発生量と同様、算出の根拠を示すこと。

## 3 その他

### (1) 緑化計画

- P29 (5) 緑化計画について、緑化計画書の提出にあたり、事前に土木部管理課 CIG 推進係に相談すること。

(2) 工事用車両

工事用車両の走行に伴う、苦情等については窓口を設置し、公表するなど真摯に対応すること。工事用車両の集中・交通渋滞・違法駐車回避、速度制限、安全確認の徹底、歩行者・車両・工事現場周辺への交通安全について、関係者に指導するなど交通安全対策を強化のうえ、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行すること。